

○群馬県警察表彰事務取扱い要綱の制定について（例規通達）

平成元年7月1日群本例規第22号（監）警察本部長

改正

平成2年10月群本例規第16号（監）
平成2年11月群本例規第19号（監）
平成3年3月群本例規第2号（監）
平成4年6月群本例規第18号（務）
平成4年7月群本例規第24号（監）
平成5年12月群本例規第35号（監）
平成6年3月群本例規第9号（務）
平成8年3月群本例規第3号（監）
平成9年6月群本例規第20号（監）
平成10年2月群本例規第4号（務）
平成14年3月群本例規第8号（務）
平成14年5月群本例規第22号（監）
平成14年10月群本例規第47号（監）
平成15年2月群本例規第3号（監）
平成15年3月群本例規第7号（務）
平成15年3月群本例規第11号（監）
平成17年11月群本例規第25号（監）
平成18年4月群本例規第18号（監）
平成18年10月群本例規第35号（監）
平成19年3月群本例規第3号（務）
平成19年4月群本例規第11号（務）
平成22年3月群本例規第6号（務）
平成22年3月群本例規第17号（監）
平成23年2月群本例規第5号（総企）
平成23年6月群本例規第26号（情管）
平成23年11月群本例規第39号（監）
平成24年3月群本例規第3号（監）
平成24年3月群本例規第5号（総企）
平成25年3月群本例規第6号（総企）
平成26年8月群本例規第43号（広）
平成26年8月群本例規第44号（地）
平成27年3月群本例規第8号（総企）
平成28年3月群本例規第4号（地）
平成30年3月7日群本例規第2号（務）
平成30年5月1日群本例規第12号（監）
平成31年2月26日群本例規第7号（務）
令和2年1月27日群本例規第7号（監）

群馬県警察の表彰取扱いに関する訓令（平成元年群馬県警察本部訓令甲第13号）第9条の規定に基づき、表彰取扱い事務手続等必要な事項を定めた群馬県警察表彰事務取扱い要綱を別添のとおり制定し、平成元年7月1日から施行することとしたから運用上誤りのないようにされたい。

なお、次に掲げる例規通達は、廃止する。

- 1 群馬県警察の表彰取扱いに関する訓令の制定について（昭和41年群本例規第1号）
 - 2 駐在所等勤務員夫人の表彰に関する要綱の制定について（昭和59年群本例規第24号）
- 別添

群馬県警察表彰事務取扱い要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、群馬県警察の表彰取扱いに関する訓令（平成元年群馬県警察本部訓令甲第13号）

以下「訓令」という。)第9条の規定に基づき、表彰の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(本部長表彰)

第2 群馬県警察本部長(以下「本部長」という。)が行う表彰は、次に掲げる事項について職員又は部署に対して行うものとする。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 交通事故の防止又は交通安全活動
- (4) 人命の救助又は人身若しくは財産の保護
- (5) 災害若しくは変事における警戒、防護若しくは救護
- (6) 警察上重要な発見、発明、改善又は調査研究
- (7) 執務成績が優秀な職員又は部署
- (8) 永年勤続者(勤続年数満20年、満30年)
- (9) 勤続満15年以上又は勸奨による退職者
- (10) 公務上死亡又は普通死亡で在職中特に勤務成績が優秀であった者

(定例表彰等)

第3 本部長が行う定例表彰及び研修・術科等の功労表彰(以下「定例表彰等」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 退職時職員表彰
- (2) 永年勤続職員表彰
- (3) 優良警察職員表彰
- (4) その他の累積功労表彰
- (5) 年間総合成績優秀警察署表彰
- (6) 年間部門別成績優秀警察署表彰
- (7) 被害者支援活動成績優秀警察職員表彰
- (8) 警察安全相談業務成績優秀警察職員表彰
- (9) 留置管理業務成績優秀警察職員表彰
- (10) 死体取扱業務成績優秀警察職員表彰
- (11) 研修成績優秀職員表彰
- (12) 術科功労等優秀職員表彰
- (13) 善行職員表彰
- (14) 駐在所等家族表彰
- (15) 警察特別功労者表彰
- (16) 部外協力者等表彰

(随時表彰)

第4 本部長が随時に行う表彰(以下「随時表彰」という。)は、定例表彰等以外のものとする。

(副賞)

第5 副賞は、次に掲げる表彰について、当該各号に掲げるものを付与するものとする。

- (1) 感謝状 別表第1に定める副賞基準額の賞金又は記念品(以下「賞金等」という。)及び表彰き章(別表第2)
- (2) 賞 賞金等。ただし、特に必要と認める場合に限る。
- (3) その他の表彰 表彰き章。ただし、特に必要と認める場合は、賞金等及び表彰き章

(死亡時の表彰)

第6 死亡時の表彰は、その遺族に交付して行うものとする。遺族の範囲及び順位については、群馬県職員退職手当に関する条例(昭和28年群馬県条例第51号)第2条の2第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

(本部長表彰と他の表彰との関係)

第7 本部長表彰(個人)を行う事案について、所属長は重ねて表彰することができる。

(表彰の上申)

第8 本部長表彰の上申は、次により行うものとする。

- 1 上申（即賞を除く。）は、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を經由して行う。
 - 2 定例表彰等の取扱い基準は、別表第3のとおりとする。
 - 3 部内に対する随時表彰は、次により上申する。
 - (1) 事件功労による部署表彰 別記様式第1
 - (2) 事件功労による職員表彰（即賞を除く。） 別記様式第2
 - (3) 即賞 別記様式第2の2
 - (4) その他の表彰 別記様式第3
 - 4 前項の場合における上申のうち、2以上の所属に係る同一事案によるものについては、事案を主として処理する所属の長が、他所属の職員を含めて行う。
 - 5 その他の累積功労表彰、年間総合成績優秀警察署表彰、年間部門別成績優秀警察署表彰、被害者支援活動成績優秀警察職員表彰、警察安全相談業務成績優秀警察職員表彰、留置管理業務成績優秀警察職員表彰、死体取扱業務成績優秀警察職員表彰、研修成績優秀職員表彰、術科功労等優秀職員表彰及び善行職員表彰は、別記様式第3により上申する。
 - 6 部外表彰は、別記様式第4により上申する。
 - 7 退職時職員表彰は、別記様式第5により上申する。
 - 8 永年勤続職員表彰は、別記様式第7により上申する。
 - 9 優良警察職員表彰は、別記様式第8により上申する。
 - 10 警察特別功労者表彰は、別記様式第9により上申する。
 - 11 駐在所等家族表彰は、別記様式第10又は別記様式第10の2により上申する。
 - 12 上申に当たっては、次の点に留意すること。
 - (1) 氏名は、戸籍に記載されている字体を用い、必ず振り仮名を付けること。
 - (2) 上申は、時機を失しないよう速やかに行うこと。
 - (3) 真に功労のある者に限って上申すること。
 - (4) 直接端緒を得た者の上申漏れがないようにすること。
 - (5) 部署表彰の上申は、個人の上申に準じて慎重に検討し、真に成果を上げた部、警察本部の課（係を含む。）、警察署、警察署の課等について行うこと。
 - (6) 功労、成績又は業績の認定上参考となる資料を必ず添付すること。
 - (7) 部外表彰の上申は、真に表彰にふさわしいものについてのみ行い、後日、問題が生じないようにすること。
 - 13 勤続期間の計算は、次の方法により行う。
 - (1) 本県警察職員として勤務した期間を月計算により通算し、最初の月及び最後の月は、日数にかかわらず1箇月とするが、その計算は表彰の日を基準として算出する。
 - (2) 本県以外の警察職員から本県警察職員となった者については、県外の警察職員であった期間を通算する。
 - (3) 本県警察職員が警察以外の官公庁に出向し、再び本県警察に復帰した場合は、出向期間を通算する。
 - (4) 停職及び休職期間は通算しない。ただし、私傷病による休職期間は、その2分の1を通算する。
 - (5) 他官庁（旧国鉄を含む。）から本県警察職員に採用された者は、採用の日から5年を経過したときに当該他官庁の在職期間を通算する。
 - (6) 本県警察の非常勤嘱託員又は臨時雇用者であった期間は通算する。
 - (7) 期間を通算する場合は、その理由を明確にする。（部内に対する随時表彰の上申基準等）
- 第9 部内に対する随時表彰（即賞を除く。）の上申基準は、次に掲げる事項の一に該当し、かつ、その功労が大であったときに行うものとする。
- (1) 犯罪の捜査及び検挙（捜査の端緒、余罪の解明等）
 - (2) 人命救助
 - (3) 災害時活動
 - (4) 市民応接
 - (5) 業務推進に係る創意工夫（装備資機材の開発改善、施設の整備、調査研究等）

- (6) 各種施策（事務の合理化・省力化方策、交通安全対策等）
- (7) 地域安全活動（巡回連絡等）
- (8) 警備活動
- (9) その他の警察諸活動

2 即賞の上申基準その他即賞に関し必要な事項は、別に定める。

（表彰審査委員会）

第10 群馬県警察本部に群馬県警察表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

1 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には警務部長を、委員には各部長（警務部長を除く。）、警務部首席監察官、警務部警務課長及び監察課長をもって充てる。

2 委員会は、次の表彰について審査を行う。

- (1) 全国優秀警察職員表彰、全国優良警察職員表彰及び管区優秀警察職員表彰
- (2) 年間総合成績優秀警察署表彰及び年間部門別成績優秀警察署表彰
- (3) その他本部長が必要と認める表彰

3 委員会は、審査結果について、本部長の承認を得るものとする。

4 委員会の庶務は、警務部監察課において処理する。

（表彰の記録）

第11 表彰状況の記録は、次により行うものとする。

1 所属長は、表彰を行った場合又は所属部署若しくは所属の職員が表彰を受けた場合は、その都度群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令（平成23年群馬県警察本部訓令甲第10号）に規定する適用業務の表彰管理機能（以下「表彰管理機能」という。）により所要事項を登録すること。部外者等へ表彰を行った場合又は部外者等から表彰（警務部監察課を経由して推薦し、上申の依頼をしたものを除く。）を受けた場合についても同様とする。

2 前記1の規定は、部長、警務部首席監察官、警務部総務統括官、警務部警務統括官、警務部会計統括官、生活安全部人身安全対策統括官、刑事部特殊詐欺対策統括官、交通部交通安全対策統括官及び警備部危機管理対策統括官（以下「部長等」という。）に係る表彰の記録について準用する。この場合において、前記1中「所属長」とあるのは「部長等の庶務を所管する所属長（以下「庶務所管所属長」という。）」と、「表彰を行った場合又は所属部署若しくは所属の職員が表彰を受けた場合」とあるのは「部長等が表彰を行った場合又は部長等、部付その他庶務所管所属長が登録する必要があると認める職員が表彰を受けた場合」と読み替えるものとする。

3 監察課長は、警察庁長官、管区警察局長及び本部長の表彰が行われた場合又は部外者等から職員が表彰（警務部監察課において上申したものに限る。）を受けた場合は、表彰管理機能により所要事項を登録すること。

（表彰状の様式・規格）

第12 表彰状の様式・規格は、次のとおりとする。

1 本部長表彰は、別記様式第13号から別記様式第18号までのとおりとする。

2 所属長表彰は、別記様式第19号、別記様式第19号の2及び別記様式第20号のとおりにする。

（報告）

第13 庶務所管所属長及び警察署長は、部外協力者の表彰実施状況について、半期（1月から6月までの間又は7月から12月までの間）分を別記様式第21の部外協力者に対する表彰結果報告書に表彰上申書の写しを添えて、翌月10日までに監察課長を経由して本部長に報告するものとする。

前文（抄）（平成30年3月7日群本例規第2号（務））

平成30年3月16日から施行する。

前文（抄）（平成31年2月26日群本例規第7号（務））

平成31年3月8日から施行する。

別表第1（第5関係）









副賞基準額



種別	基準額	備考
賞詞	2,000円以内	特に必要と認める場合は、増額することができる。
賞状	5,000円以内	

賞 誉	個人	1,000円以内	特に抜群の功労があると認める場合は、100,000円以内で増額することができる。
	部署	3,000円以内	
賞	個人	1,000円以内	
	部署	2,000円以内	
善行賞	個人	1,000円以内	
感謝状	本部長	個人	
		団体	10,000円以内
	その他	個人	2,000円以内
		団体	2,000円以内

別表第 2

表彰き章の制式

区分	材質	大きさ		形状	
		直径	厚さ	表	裏
賞状に付与するもの	1 年間総合成績優秀 警察署表彰 地金の銅全体を金メッキし、日章を銀メッキしたもの	5センチメートル	4.5ミリメートル		
	2 その他の表彰 地金の銅全体を銀メッキし、日章を金メッキしたもの				
感謝状に付与するもの	1 警察特別功労者表彰 地金の銅全体を金メッキし、日章を銀メッキしたもの	5センチメートル	4.5ミリメートル		
	2 その他の表彰 地金の銅全体を銀メッキし、日章を金メッキしたもの				
賞詞に付与するもの	1 賞詞 1級 地金の銅全体を金メッキし、日章を銀メッキしたもの	4.5センチメートル	4ミリメートル		
	2 賞詞 2級 地金の銅全体を銀メッキし、日章を金メッキしたもの				
賞 誉に付与するもの	地金の銅全体を銅メッキしたもの	4センチメートル	4ミリメートル		

の					
善 行 賞 に 付 与 す る も の	地金の銅全体を銀メッキしたもの	3.5センチメートル	4ミリメートル		

別表第3（第8関係）

定例表彰等取扱い基準

表彰種別		表彰（選考）の基準	摘要
退職 時職 員表 彰	警察功績章	<p>勤務成績が優秀で特に顕著な功労があり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 30年以上警察に在職した警視若しくは警部又はこれに相当する一般職員（退職時昇任者を除く。） 30年以上警察に在職した警部補以下の警察官又はこれに相当する一般職員で、優良警察職員若しくは優良地域警察官として本部長の表彰を受けたことがある場合 35年以上警察に在職した警部補以下の警察官又はこれに相当する一般職員で、特に本部長が認める場合 25年以上警察に在職し死亡により退職する者で、特に本部長が認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓令第5条（表彰の除外）に該当する者を除く。 ○ 期間の計算は、要綱第8の13により行う。 ○ 上申書は別記様式第5とする。ただし、死亡退職者の上申書は、別記様式第3とする。
	賞詞 2級	<p>多大な功労があり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 勤続25年以上である場合又は勸奨により退職する場合 警察庁長官又は管区警察局長から警察功績章以上の表彰を受けたことがある場合 公務中の死亡又は普通死亡で勤続10年以上である場合 	
	賞 誉	<p>功労があり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 勤続15年以上である場合 普通死亡で勤続10年未満である場合 	
永年 勤続 職員 表彰	賞詞 2級	<p>勤続年数が、20年又は30年に達し、職務に精励した者。ただし、本部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓令第5条（表彰の除外）に該当する者を除く。 ○ 退職時に基準に達し、表彰を受けないで退職するものは、退職日に行う。 ○ 期間の計算は、要綱第8の13により行う。 ○ 上申書は、別記様式第7とする。

優良警察職員表彰	賞詞 2級	<p>次に掲げる要件のすべてに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警部補以下の警察官又はこれに相当する一般職員 2 勤続15年以上であること。 3 おおむね年齢40歳以上であること。 4 勤務成績が優秀であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓令第5条（表彰の除外）に該当する者又は過去にこの表彰を受けた者を除く。 ○ 期間の計算は、要綱第8の13により行い、勤続年数及び年齢は表彰日を基準とする。 ○ 表彰人員はおおむね50人（原則として、各警察署1人以上）とし、うちおおむね20%を交番等勤務の地域警察官とする。 ○ 上申書は、別記様式第8とする。
その他の累積功労表彰	賞詞 2級	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成田国際空港警備隊員として出向期間中の勤務成績が優秀な者 2 航空隊の操縦士として飛行時間が3,000時間を経過し、又は整備士としての期間が通算10年を経過し、かつ、無事故であった者 3 谷川岳警備隊員としての期間が通算10年を経過した者 4 駐在所又は駐在制交番（以下「駐在所等」という。）に勤務する警察官（駐在所等において、家族と共に同居しながら勤務した者に限る。以下「駐在所等勤務員」という。）としての期間が通算20年を経過し、かつ、住民からの信望が厚い者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓令第5条（表彰の除外）に該当する者を除く。 ○ 期間の計算は、要綱第8の13を準用する。 ○ 上申書は、別記様式第3とする。
	賞誉	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 航空隊の操縦士として飛行時間が1,500時間を経過し、又は整備士としての期間が通算5年を経過し、かつ、無事故であった者 2 谷川岳警備隊員としての期間が通算5年を経過した者 3 駐在所等勤務員としての期間が通算10年を経過し、かつ、住民からの信望が厚い者 	
年間総合成績優秀警察署表彰	賞状・賞誉	警察各部門における年間総合成績が優秀な警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署を3ブロックに区分し、原則としてブロックごとに賞状 1署とする。 ○ 上申書は、別記様式第3とする。
年間部門別成績優秀警察署表彰	賞状・賞誉	各部門別の年間成績が優秀な警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警務、生活安全、地域、刑事、交通及び警備の各部門ごとに、おおむね <ul style="list-style-type: none"> 賞状 1署 賞誉 3署 とする。 ○ 組織犯罪対策部門は、おおむね <ul style="list-style-type: none"> 賞状 1署 賞誉 1署 とする。

			とする。 ○ 上申書は、別記様式第3とする。
被害者支援活動成績優秀警察職員表彰	賞詞2級	被害者支援活動の年間成績が特に優秀な職員	○ 上申書は、別記様式第3とする。
	賞誉	被害者支援活動の年間成績が優秀な職員	○ 上申書は、別記様式第3とする。
警察安全相談業務成績優秀警察職員表彰	賞詞2級	警察安全相談業務の年間成績又は個別事案の成績が特に優秀な職員	○ 上申書は、別記様式第3とする。
	賞誉	警察安全相談業務の年間成績又は個別事案の成績が優秀な職員	○ 上申書は、別記様式第3とする。
留置管理業務成績優秀警察職員表彰	賞詞2級	留置管理業務の年間成績又は個別事案の成績が特に優秀な職員	○ 上申書は、別記様式第3とする。
	賞誉	留置管理業務の年間成績又は個別事案の成績が優秀な職員	
死体取扱業務成績優秀警察職員表彰	賞詞2級	死体取扱業務の年間成績又は個別事案の成績が特に優秀な職員	○ 上申書は、別記様式第3とする。
	賞誉	死体取扱業務の年間成績又は個別事案の成績が優秀な職員	
研修成績優秀職員表彰	賞詞2級	警察大学校の警部任用科における研修成績優秀者	○ 警察庁長官賞を受賞した者とする。 ○ 上申書は、別記様式第3とする。
	賞誉	次に掲げる要件のいずれかに該当する者 1 警察大学校の警部任用科又は術科指導者養成科における研修成績優秀者 2 国際捜査研修所、科学警察研究所等における研修成績優秀者 3 管区警察学校の警部補任用科又は巡查部長任用科における研修成績優秀者 4 県警察学校の初任科又は初任補修科の成績が	○ 研修期間が1箇月以上の者とする。 ○ 上申書は、別記様式第3とする。

		第1位の者	
術科 功労 等優 秀職 員表 彰	賞 詞 2 級	次に掲げる要件のいずれかに該当する者 1 警察柔道、剣道、逮捕術、けん銃射撃、駅伝競走、白バイ競技又は通信競技の全国大会に出場し、優勝若しくは準優勝したとき又は管区大会に出場し、優勝したとき。 2 全国規模の部外大会に出場し、優勝若しくは準優勝したとき又は管区規模の部外大会に出場し、優勝したとき。 3 国際大会に出場し、入賞したとき。 4 全国警察職務質問競技会、全国交番・駐在所広報活動コンクール、全国広報用写真・イラストコンクール、全国警察装備資機材開発改善コンクール、全国青年警察職員意見発表会等で優勝（最優秀賞）又は準優勝（優秀賞）したとき。	○ 訓令第5条（表彰の除外）に該当する者を除く。 ○ 管区大会（柔道・剣道）はA・B・C組に限る。 ○ 上申書は、別記様式第3とする。
	賞 誉	次に掲げる要件のいずれかに該当する者 1 警察柔道、剣道、逮捕術、けん銃射撃、駅伝競走、白バイ競技及び通信競技の全国大会又は管区大会に出場し、入賞したとき。 2 全国規模又は管区規模の部外大会に出場し、入賞したとき。 3 国際大会に出場したとき。 4 全国警察職務質問競技会、全国交番・駐在所広報活動コンクール、全国広報用写真・イラストコンクール、全国警察装備資機材開発改善コンクール、全国青年警察職員意見発表会等で入賞したとき。	
善行 職員 表彰	善 行 賞	次に掲げる要件のいずれかに該当する者 1 所属長の善行賞の受賞が累積（1年間で3回以上）し、常態として親切で、かつ、適切な職務執行を実践していると認められるとき。 2 多大な労苦をいとわず、長年継続して自発的に奉仕活動を行い、住民等関係者から高い評価を得ているとき。 3 職務執行を通じ善行等を行って、関係者から感謝されるなど警察の信頼を高める上で特に功労があったと認められるとき。	○ 訓令第5条（表彰の除外）に該当する者を除く。 ○ 過去に同種の表彰を受けている者（基準3を除く。）を除く。 ○ 賞詞又は賞誉に該当するものを除く。 ○ 上申書は、別記様式第3とする。
駐在 所等 家族 表彰	感 謝 状	駐在所等勤務員の家族のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの 1 駐在所等において、通算5年間、同居していること。 2 同居の駐在所等勤務員の職務に対する協力が顕著であると認められること。 3 素行善良及び家庭円満であり、かつ、住民から信頼されていること。	○ 同居の駐在所等勤務員が訓令第5条（表彰の除外）に該当する者を除く。 ○ 期間の計算は、要綱第8の13を準用する。 ○ 受賞後、さらに、通算5年間、同居し、要件を満たした者は、再度、表彰を受賞することができる。 ○ 上申書は、別記様式第10とする。
		駐在所等勤務員の家族のうち、次に掲げる要件の	○ 同居の駐在所等勤務員が訓令

		<p>全てに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐在所等の活動において、特に顕著な貢献があると認められること。 2 同居の駐在所等勤務員の職務に対する協力が顕著であると認められること。 3 素行善良及び家庭円満であり、かつ、住民から信頼されていること。 	<p>第5条（表彰の除外）に該当する者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受賞後、同一駐在所等で継続して居住する場合は、再度、表彰を受賞することはできない。 ○ 上申書は、別記様式第10の2とする。 																																																																
警察特別功労者表彰	感謝状	<p>人格、識見に優れ、次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多年にわたり生活安全、地域、刑事、交通、警備等の警察業務に協力し、著しい功績がある場合 2 多年にわたり警察職員の教養、体位向上、健康増進等に貢献し、著しい功績がある場合 3 前各号のほか、警察の維持運営、施設の改善等に協力し、著しい功績がある場合 4 警察で委嘱した者又は警察が中心となって結成した団体に所属する者で、原則として、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県単位の役員（いわゆる3役以上の役職にある者に限る。以下同じ。） 10年以上 (2) 地区単位の役員 15年以上 である場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去にこの表彰を受けた者を除く。 ○ 年齢は、おおむね50歳以上の者とする。 ○ 上申書は、別記様式第9とする。 																																																																
部外協力者等表彰	感謝状	<p>警察医として積極的に検死業務又は留置人の健康管理に従事し、適正な警察活動に寄与した功労があり、次の評価点の合計が100点に達した者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>従事年数</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td> </tr> <tr> <td>評価点</td> <td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>40</td><td>50</td><td>60</td><td>70</td><td>80</td><td>90</td><td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">検死評価点</td> <td>通常</td> <td colspan="9">一体につき 5点</td> </tr> <tr> <td>特殊</td> <td colspan="9">一体につき 10点</td> </tr> <tr> <td>鑑定</td> <td colspan="9">一体につき 20点</td> </tr> <tr> <td>健康診断評価点</td> <td colspan="10">100人につき 5点</td> </tr> </table>	従事年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	評価点	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	検死評価点	通常	一体につき 5点									特殊	一体につき 10点									鑑定	一体につき 20点									健康診断評価点	100人につき 5点										<ul style="list-style-type: none"> ○ 受賞後の評価点の計算は0から起算する。 ○ この表彰又は警察特別功労者表彰を受賞後、満3年を経過しない者を除く。 ○ 上申書は、別記様式第4とする。
従事年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																									
評価点	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100																																																									
検死評価点	通常	一体につき 5点																																																																	
	特殊	一体につき 10点																																																																	
	鑑定	一体につき 20点																																																																	
健康診断評価点	100人につき 5点																																																																		
		<p>警察本部長の委嘱を受けた警察犬訓練（指導）士・所有者で次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 10年以上継続した委嘱経歴を有し、警察活動への協力に相当の功労があると認められる場合 2 年間を通じて20回以上出動した者で、警察活動への協力に相当の功労があると認められる場合 3 犯罪捜査等に顕著な功労があった場合 4 警察犬活動に多大な功労があったと認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準の1若しくは4で受賞した者又は警察特別功労者表彰を受賞した者で、3年を経過しない者を除く。 ○ 上申書は、別記様式第4とする。 																																																																
		<p>警察本部長の委嘱を受けた柔道・剣道特別師範で、10年以上継続した委嘱経歴を有し、警察術科振興への協力に相当の功労があったと認められる者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察特別功労者表彰を受賞した者で、3年を経過しない者を除く。 ○ 上申書は、別記様式第4とする。 																																																																

	<p>警察で委嘱した者又は警察が中心となって結成した団体若しくはこれらの団体に現に所属している者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>1 10年以上継続した委嘱経歴を有し、死亡により退任する者で、警察活動への協力を相当の功労があると認められる場合</p> <p>2 20年以上継続した委嘱経歴を有し、退任する者で、警察活動への協力を相当の功労があると認められる場合</p> <p>3 結成後10年以上が経過した団体で、警察活動への協力を著しい功績があると認められる場合</p> <p>4 県単位の役員として5年以上若しくは地区単位の役員として10年以上の経歴を有し、死亡により退任する者で、警察活動への協力を相当の功労があると認められる場合</p> <p>5 県単位の役員として10年以上若しくは地区単位の役員として15年以上の経歴を有し、退任する者で、警察活動への協力を相当の功労があると認められる場合</p>	<p>○ 警察特別功労者表彰を受賞後満3年を経過しない者を除く。</p> <p>○ 単位職域団体並びに団体の附置機関及び附属機関を除く。ただし、表彰すべき顕著な功績のあるものは、この限りでない。</p> <p>○ 上申書は、別記様式第4とする。</p>
	<p>本県警察の非常勤嘱託員並びに群馬県警察厚生会及び警察共済組合群馬県支部の職員で、在職中多大な功労があると認められ、勤続10年以上で退職（死亡による退職も含む。）する者</p>	<p>○ 訓令第5条（表彰の除外）の規定を準用する。</p> <p>○ 期間の計算は、採用又は委嘱された日から行う。</p> <p>○ 上申書は、別記様式第4とする。</p>